

設計業務委託等成績評定結果の公表に関する実施要領

(目的)

第1 この要領は、神奈川県設計業務委託等成績評定要領（以下「評定要領」という。）第7の規定に基づき、神奈川県が発注する設計業務委託等の成績評定結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象は、評定要領第2により成績評定を行う設計業務委託等（以下「業務」という。）とする。

(公表の内容)

第3 公表の内容は、業務委託名、業務委託箇所、受注者名、検査の種類及び評定点（設計業務委託等成績評定通知書（評定要領第7号様式）における総合評定点をいう。以下同じ。）とする。

(公表の時期)

第4 公表の時期は、評定点を月単位で取りまとめた後、速やかに公表するものとする。

(公表の方法)

第5 公表の方法は、原則として、業務主管室課長又は出先機関の長がホームページにおいて行うものとする。

ただし、本庁の検査事務を主管する室課（以下「検査主管課」という。）の検査員が検査を実施した業務及び検査主管課が取りまとめて公表する場合は、検査主管課長が行うものとする。

2 公表は、別紙の設計業務委託等成績評定結果調書により行うものとする。

(公表の期間)

第6 ホームページにおいて公表する期間は、少なくとも、検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和7年3月31日までに検査を実施したものの公表方法については、従前のおりとする。

